「重層的支援体制整備事業実施計画」に係る取り組み状況

令和7年4月

松戸市 総合政策部 地域共生課

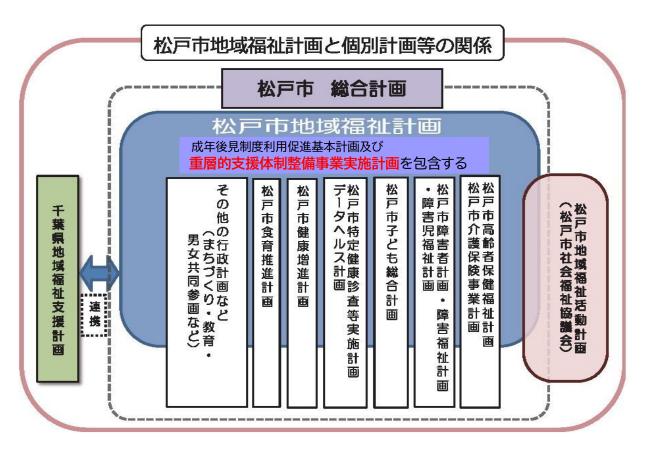
〇目次

| 1.はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | • | • | • | · p. 1 |
|--|---|---|---|--------|
| 2. 重層的支援体制整備事業について・・・・・・・・・・・ | • | • | • | · p. 3 |
| 3.松戸市における重層的支援体制整備事業の連携体制について | • | • | • | · p.4 |
| 4. 重層的支援会議について・・・・・・・・・・・・・・ | • | • | • | · p.4 |
| 5. 重層的支援体制整備事業の各事業の提供体制について・・・ | | • | | · p. 5 |

1 はじめに

○計画の位置付け

「重層的支援体制整備事業実施計画」(令和5年1月策定)は、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉分野における共通的な事項を定める「松戸市地域福祉計画」の理念に基づき、第4次松戸市地域福祉計画(令和5年度~9年度)に包含されています。



(第4次松戸市地域福祉計画、p.8 ※一部拡大表記あり)

○本資料について

第4次松戸市地域福祉計画では、その進捗管理・評価について、

「計画は策定するだけではなく、その進捗管理や評価が重要です。 進捗管理では、重点項目と推進項目を含め、定期的に関連事業・取り組みを 実施している行政の関係部署に進捗状況、課題、今後の方向性について調査し、 推進委員会で報告、評価し、計画の推進に努めます。 」

としており、「重層的支援体制整備事業実施計画」の進捗管理・評価について も、その中に包含されます。

それを踏まえ、本資料は、第4次地域福祉計画の進捗管理・評価とは別資料 として、重層的支援体制整備事業の実施体制等の取り組み状況について整理を 行ったものです。

実施体制は毎年度変化することが想定されることから、更新の都度、「松戸市 地域福祉計画推進委員会」等に報告し、その実施体制等の共有を図っていきます。

2 重層的支援体制整備事業について

令和3年4月、社会福祉法が改正され、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の実施が示されました(自治体の手上げに基づく任意事業)。

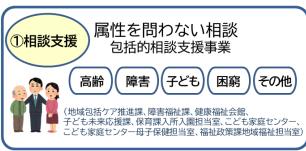
本市は、これまで積み重ねてきた地域共生社会の実現に向けた取り組みや体制を活かし、令和3年4月より重層的支援体制整備事業を実施しております。本事業の実施にあたっては、社会福祉法第106条の5において実施計画の策定に努めるよう示されております。

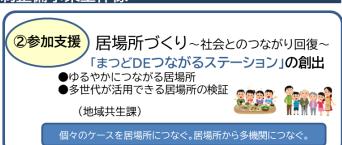
(中略)

重層的支援体制整備事業は既存の高齢、障害、子ども子育て、生活困窮の相談支援等の取り組みを活かしつつ、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、多様な社会参加に向けた支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するものです。各相談窓口の連携強化、引きこもり支援の窓口創設、多世代が集える居場所「まつど DE つながるステーション」の創出等を進めていきます。

(第4次松戸市地域福祉計画より引用、pp. 5-6)

重層的支援体制整備事業全体像







全体調整(地域共生課)

3 松戸市における重層的支援体制整備事業の連携体制について

松戸市では、庁内関係課による「多世代まるごと居場所づくり推進検討会議」 を定期的に実施し、重層的支援体制整備事業に係る情報共有及び連携の推進を 図ってまいります。

4 重層的支援会議について

重層的支援会議は、庁内外の包括的な相談支援体制の検討や連携強化を図る とともに、複雑化、複合化した事例の検討、支援プランの作成、モニタリング、 終結判断等を実施していきます。

重層的支援会議では、関係機関との情報共有にかかる本人同意を得た事案に 関して検討を行います。

- ○当該ケースの支援プランを作成、共有し、支援プランの適切性を協議する。
- ○支援プランの適切性の協議、支援提供者による支援プランの共有、支援プラン終結時等の評価、社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討を行う。

関係機関との情報共有にかかる本人同意を得ていない事案に関しては、支援 会議(社会福祉法第106条の6に規定)として検討を行います。

- ○潜在的な課題を抱える人に関する情報の共有等を行い、支援体制の検討を 行う。
- ○支援体制の検討に必要があるときは、関係機関等に対し、資料または情報 の提供等、必要な協力を求めることができる。
- ○会議の構成員に対する守秘義務を設ける。支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはいけない。これに違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役または百万円以下の罰金に処する。

5 重層的支援体制整備事業の各事業の提供体制について

凡例 ※内容は全て令和7年4月1日現在とする。

▶重層的支援体制整備事業交付要綱等に示される名称[社会福祉法第106条 の4第2項における該当部]

| 市の事業名称 | 市における業務・事業名等(中事業名とする。) |
|--------|------------------------------|
| | ※令和6年度当初予算事業組替等に伴い、旧事業等も一部併記 |
| 設置形態 | 基本型、統合型、地域型の別 |
| 設置箇所数 | 市における設置箇所数 |
| 主な対象者 | 主な対象者 |
| 運営形態 | 委託、一部委託、直営 等の別 |
| 目的 | 事業・業務の実施目的 |
| 実施体制 | 実施体制の特記事項 |
| 機関名 | 設置機関の名称 |
| 所管課 | 市における所管課 |

[※]多機関協働事業等のみ委託先(受託先)を特記する。

◎包括的相談支援事業

▶地域包括支援センターの運営[第1号のイ]

| 市の事業名称 | 高齢者相談支援業務 |
|--------|----------------------------|
| | (地域包括支援センター業務) |
| 設置形態 | 基本型 |
| 設置箇所数 | 委託型15か所 |
| 主な対象者 | 65歳以上第1号被保険者等 |
| 運営形態 | 委託15か所 |
| 目的 | 地域の身近な相談窓口として、主任介護支援専門員、社会 |
| | 福祉士、保健師等が介護、医療、福祉に関する総合相談を |
| | 行う。また、高齢者だけではない複合的な課題を把握し必 |
| | 要な支援につなげる。 |
| 実施体制 | 市からの委託等により、3職種等(保健師、社会福祉士、 |
| | 主任介護支援専門員)が相談援助等を行う。 |
| 機関名 | ・明第1高齢者いきいき安心センター |

| | ・明第2西高齢者いきいき安心センター |
|-----|---------------------|
| | ・明第2東高齢者いきいき安心センター |
| | ・本庁高齢者いきいき安心センター |
| | ・矢切高齢者いきいき安心センター |
| | ・東部高齢者いきいき安心センター |
| | ・常盤平高齢者いきいき安心センター |
| | ・常盤平団地高齢者いきいき安心センター |
| | ・五香松飛台高齢者いきいき安心センター |
| | ・六実六高台高齢者いきいき安心センター |
| | ・小金高齢者いきいき安心センター |
| | ・小金原高齢者いきいき安心センター |
| | ・新松戸高齢者いきいき安心センター |
| | ・馬橋西高齢者いきいき安心センター |
| | ・馬橋高齢者いきいき安心センター |
| 所管課 | 地域包括ケア推進課 |

▶障害者相談支援事業[第1号の□]

| 市の事業名称 | 障害者相談支援業務 |
|--------|----------------------------|
| | |
| | (障害者相談支援業務) |
| 設置形態 | 基本型 |
| 設置箇所数 | 3か所 |
| 主な対象者 | 障害のある方やひきこもり状態にある方、そのご家族、支 |
| | 援者など。年齢や障害の種類、障害者手帳の有無は問わな |
| | U,° |
| 運営形態 | 委託 |
| 目的 | 地域での総合的な相談体制の強化を図るため、相談支援事 |
| | 業を実施し障害者の自立支援を促進する。 |
| | 障害者等からの相談に応じ、情報提供及び助言その他障害 |
| | 福祉サービスの利用支援等必要な支援を行う。また、障害 |
| | 者等の権利擁護のために必要な援助を行う。 |
| 実施体制 | _ |
| 機関名 | ・中央基幹相談支援センター CoCo |
| | ・小金基幹相談支援センター おんぷ |
| | ・常盤平基幹相談支援センター ふれあい |
| 所管課 | 障害福祉課 |

▶利用者支援事業[第1号の八]

| 市の事業名称 | 子育て相談支援業務 |
|--------|----------------------------|
| | (子育てコーディネーター業務(基本型)) |
| 設置形態 | 基本型 |
| 設置箇所数 | 28か所 |
| 主な対象者 | 市内に居住する概ね3歳未満の児童およびその保護者等。 |
| | ただし、子育て支援センターにあっては、就学前児童及び |
| | 保護者等。 |
| 運営形態 | 直営2か所、委託26か所 |
| 目的 | 松戸市地域子育て支援拠点事業において従事する者のう |
| | ち、一定の基準を満たす者を松戸市子育てコーディネータ |
| | 一(以下「子育てコーディネーター」という。)として認 |
| | 定し、一人一人の子どもが健やかに成長することができる |
| | 地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者 |
| | 等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保 |
| | 育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必 |
| | 要な支援を行うことを目的とする。 |
| 実施体制 | 規定する内容の研修を修了したものを子育てコーディネー |
| | ターとして認定し、利用者の個別ニーズを把握し、それに |
| | 基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援等を行う。 |
| 機関名 | ・おやこDE広場 小金原 |
| | ・おやこDE広場(ゆうまつど) |
| | ・ほっとる一む東松戸 |
| | ・おやこDE広場(南花島) |
| | ・おやこDE広場 旭町 |
| | ・ほっとる一む新松戸 |
| | ・おやこDE広場 馬橋 |
| | ・おやこDE広場 北小金 |
| | ・おやこDE広場 にこにこキッズ |
| | ・ほっとる一む松戸 |
| | ・おやこDE広場 みのり台 |
| | ・おやこDE広場(矢切) |
| | ・おやこDE広場の八ケ崎 |
| | ・ほっとる一む八柱 |
| | ・ほっとる一むプラーレ松戸 |
| | ・CMS子育て支援センター |

| | ・子すずめ子育て支援センター・チェリッシュ・サポート・システム・あおば子育て支援センター・ドリーム子育て支援センター・はなみずき子育て支援センター |
|-----|---|
| | ・グレース子育て支援センター ・風の丘子育て支援センター ・あやこDE広場 北松戸(直営) ・おやこDE広場 野菊野こども館 |
| | ・おやこDE広場 根木内こども館 ・ほっとる一む常盤平 ・おやこDE広場 ふれあい22(直営) |
| 所管課 | 健康福祉会館、子ども未来応援課 |

| 市の事業名称 | 子育て相談支援業務 |
|--------|----------------------------|
| | (利用支援コンシェルジュ業務(特定型)) |
| 設置形態 | 基本型 |
| 設置箇所数 | 1 か所(市役所) |
| 主な対象者 | 保育利用者 |
| 運営形態 | 直営 |
| 目的 | 子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、保育 |
| | 所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けて |
| | の支援等を行う。 |
| 実施体制 | 利用支援コンシェルジュ3名を市窓口へ配置し、保育利用 |
| | 者に対して相談相手となり、きめ細かな対応や適切な施設 |
| | への案内等を行っている。 |
| 機関名 | - |
| 所管課 | 保育課 入所入園担当室 |

| 市の事業名称 | 子育て相談支援業務 |
|--------|--------------------------|
| | (母子保健型利用者支援業務) |
| | ※令和6年度から「こども家庭センター型」に変更 |
| 設置形態 | 基本型 |
| 設置箇所数 | 4か所 |
| 主な対象者 | 妊婦、産婦、0歳から18歳未満の子どもをもつ家庭 |

| 運営形態 | 直営 |
|------|----------------------------|
| 目的 | 母子保健と児童福祉が連携・協働して、すべての妊産婦及 |
| | び子どもとその家庭等を対象として、妊娠期から子育て期 |
| | にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円 |
| | 滑な対応をするため、保健師や社会福祉士等が専門的な見 |
| | 地から相談支援等を実施するとともに、子ども等に関する |
| | 相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な対 |
| | 応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク |
| | 業務を行うことにより、妊娠期から子育て期にわたるまで |
| | の切れ目ない支援や虐待への予防的な対応から個々の家庭 |
| | に応じた切れ目ない対応など市町村としての相談支援体制 |
| | を構築する。併せて、特定妊婦、産後うつ、障害がある方 |
| | への対応や地域資源の開拓など、多様なニーズに対応でき |
| | るような体制整備を行う。 |
| | また、母子保健機能では妊婦等包括相談支援事業も行って |
| | おり、妊娠期から妊産婦等に寄り添い、出産育児の見通し |
| | を立てるための面談や継続的な情報発信を行うとともに、 |
| | 必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図ることを目 |
| | 的とし、妊婦支援給付金とともに妊婦への支援を行う。 |
| 実施体制 | センター長 1名 |
| | 統括支援員 1名 |
| | 副統括支援員1名 |
| | ① 母子保健機能 |
| | 保健師4名、社会福祉士4名、助産師7名で実施。 |
| | ② 児童福祉機能 |
| | 保健師1名、社会福祉士14名、保育士9名、心理士3 |
| | 名、教員免許7名、事務職3名で実施 |
| 機関名 | ① 母子保健機能 |
| | ・親子すこやかセンター 中央 |
| | ・親子すこやかセンター 小金 |
| | ・親子すこやかセンター 常盤平 |
| | ② 児童福祉機能 |
| | ・こども家庭センター |
| 所管課 | こども家庭センター |
| | こども家庭センター 母子保健担当室 |

▶自立相談支援事業[第1号の二]

| 市の事業名称 | 自立相談支援業務 |
|--------|-----------------------------------|
| | (自立相談支援業務) |
| 設置形態 | 基本型 |
| 設置箇所数 | 1か所 |
| 主な対象者 | 松戸市内に居住する生活困窮者であり、就労の状況、心身 |
| | の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経 |
| | 済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなく |
| | なるおそれのある者 |
| 運営形態 | 委託 |
| 目的 | 生活困窮者の生活及び就労等に関する問題点を把握し、二 |
| | ーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう自立 |
| | 支援計画を策定する。併せて、包括的支援が行われるよう |
| | 関係機関との連絡調整を図りつつ、自立支援計画に基づ |
| | き、個別的・伴走的な支援を行う。 |
| 実施体制 | 以下の2種により実施。 |
| | |
| | ①松戸市自立相談支援センター |
| | 場所:松戸市役所本館3階 |
| | 時間: 平日9時から17時まで |
| | 人員: 主任相談員1名、相談支援員7名で実施 |
| | ②ホームレス等巡回相談 |
| | 場所: ホームレス及びホームレスとなるおそれのある者 |
| | の起居する場所 |
| | 頻度: 週1回程度 |
| | 例及・ 週 回任及 人員: 巡回相談員 2 名で実施 |
| | ・松戸市自立相談支援センター |
| 所管課 | 福祉政策課 地域福祉担当室 |
| 川自砵 | 油油以水体 地域油油担当主 |

◎地域づくり事業

▶地域介護予防活動支援事業[第3号のイ]

| 市の事業名称 | 高齢者地域活動支援業務 |
|--------|--|
| | (一般介護予防業務) |
| 設置形態 | 基本型 |
| 設置箇所数 | ① 96団体(元気応援くらぶ) |
| 主な対象者 | 高齢者 |
| 運営形態 | 実施体制を参照 |
| 目的 | 年齢や心身の状況等によって高齢者を分け隔てることな |
| | く、誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動の地 |
| | 域展開を目指して、市町村が介護予防に資すると判断する |
| | 住民主体の通いの場等の活動を地域の実情に応じて効果的 |
| | かつ効率的に支援することを目的とする。 |
| 実施体制 | 以下の3種により実施。 |
| | |
| | ①元気応援くらぶ |
| | 住民主体の通いの場を開催し、介護予防に資する活動を |
| | 安定的・継続的に運営できるよう、準備費用及び運営費の |
| | 一部を補助する。 |
| | 運営形態:直営(補助金) |
| | |
| | ②高齢者の活躍の場と機会の支援事業 |
| | 高齢者が積極的に運営する場を創設し高齢者の活躍の場 |
| | と機会を創造しており、その一環としてノウハウやスキ |
| | ル、経験をもつ高齢者が活躍できる仕組みとして、実施・ |
| | 運営の支援を受けながら継続的に行っていくために、プロ |
| | ボノの実施スキームを市と住民主体の活動として実施でき |
| | るようにする。 |
| | 運営形態:委託 |
| | @ A =# + 157 1" - > |
| | ③介護支援ボランティア |
| | 市内在住の65歳以上の人が本制度の登録をし、介護保 |
| | 険適用施設等でボランティアを行い、その実績に応じてポ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| | イントを付与し、換金を行う。令和4年度よりグリーンス |

| | ローモビリティ地域推進事業における運転手及び運転手補 |
|-----|----------------------------|
| | 助員を介護支援ボランティアの対象とした。 |
| | 運営形態:委託 |
| 機関名 | ①元気応援くらぶ |
| 所管課 | 高齢者支援課 |

| 市の事業名称 | グリーンスローモビリティ地域推進事業 |
|--------|----------------------------|
| 設置形態 | 基本型 |
| 設置箇所数 | 4か所 |
| 主な対象者 | 各地区在住者等 |
| 運営形態 | 地域住民主体 |
| 目的 | 人と人がつながるコミュニケーションツールとしてグリー |
| | ンスローモビリティを導入する。 |
| | 地域住民が主体となり、「運営者」「運転者」「利用者」 |
| | のすべてが地域住民となることで車両そのものが「動く交 |
| | 流の場」としての機能を持ち、地域活動の活性化、社会参 |
| | 加の促進、介護予防へとつなげる。 |
| 実施体制 | 住民主体によるグリーンスローモビリティの安定的かつ継 |
| | 続的運営に向け、車両の貸与及び運営費の補助を行う。 |
| 機関名 | 河原塚グリーンスローモビリティ運営委員会、小金原地区 |
| | 会、矢切グリーンスローモビリティ運営部会、六実六高台 |
| | 地区グリーンスローモビリティ運営委員会 |
| 所管課 | 高齢者支援課 |

| 市の事業名称 | 高齢者地域活動支援業務 |
|--------|----------------------------|
| | (高齢者つながり協力員事業) |
| 設置形態 | 基本型 |
| 設置箇所数 | 15か所 |
| 主な対象者 | 高齢者 |
| 運営形態 | 委託 |
| 目的 | 高齢者つながり協力員としての活動による社会参加及び地 |
| | 域貢献を奨励及び支援し、協力員として活動する高齢者が |
| | 自らの健康増進と介護予防を推進するとともに、市民が協 |
| | 働して、生き生きとした地域社会を作るために実施する。 |

| 実施体制 | いずれかの15か所の高齢者いきいき安心センターに登録 した高齢者つながり協力員は、高齢者の見守り等の活動を 高齢者いきいき安心センターと協議のうえ行う。 (1) 高齢者の見守り・安否確認 (2) 高齢者の話の傾聴 (3) 高齢者からの相談への対応 (4) 高齢者の散歩、買物等への同行 (5) 高齢者の支援を目的とするレクリエーション等の運営 補助 |
|------|--|
| | (6) 高齢者の支援を目的とする居場所等の運営補助 |
| | (7) その他市が必要と認めるもの |
| 機関名 | ・明第1高齢者いきいき安心センター |
| | ・明第2西高齢者いきいき安心センター |
| | ・明第2東高齢者いきいき安心センター |
| | ・本庁高齢者いきいき安心センター |
| | ・矢切高齢者いきいき安心センター |
| | ・東部高齢者いきいき安心センター |
| | ・常盤平高齢者いきいき安心センター |
| | ・常盤平団地高齢者いきいき安心センター |
| | ・五香松飛台高齢者いきいき安心センター |
| | ・六実六高台高齢者いきいき安心センター |
| | ・小金高齢者いきいき安心センター |
| | ・小金原高齢者いきいき安心センター |
| | ・新松戸高齢者いきいき安心センター |
| | ・馬橋西高齢者いきいき安心センター |
| | ・馬橋高齢者いきいき安心センター |
| 所管課 | 地域包括ケア推進課 |

▶生活支援体制整備事業[第3号の□]

| 市の事業名称 | 高齢者地域活動支援業務 |
|--------|----------------------------|
| | (生活支援体制整備業務) |
| 設置形態 | 基本型 |
| 設置箇所数 | 15か所 |
| 主な対象者 | 65歳以上第1号被保険者及び40歳以上第2号被保険者 |
| 運営形態 | 委託 |

| 目的 | 単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療、介護のサービス提供のみならず、地域住民に身近な存在である市町村が中心となって、NPO法人、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、介護サービス事業所、シルバー人材センター、老人クラブ、家政婦紹介所、商工会、民生委員等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図って行くことを目的とする。 |
|------|--|
| 実施体制 | 日常生活圏域(15か所)に各1名、多機能コーディネー ターを配置 |
| 機関名 | (配置先) ・明第1高齢者いきいき安心センター ・明第2西高齢者いきいき安心センター ・明第2東高齢者いきいき安心センター ・本庁高齢者いきいき安心センター ・矢切高齢者いきいき安心センター ・東部高齢者いきいき安心センター ・常盤平高齢者いきいき安心センター ・常盤平団地高齢者いきいき安心センター ・ 二番松飛台高齢者いきいき安心センター ・ 九ま六高台高齢者いきいき安心センター ・ 小金高齢者いきいき安心センター ・ 小金高齢者いきいき安心センター ・ 新松戸高齢者いきいき安心センター ・ 馬橋西高齢者いきいき安心センター |
| 所管課 | 地域包括ケア推進課 |

▶地域活動支援センター機能強化事業[第3号のハ]

| 市の事業名称 | 障害者地域活動支援業務 |
|--------|----------------------------|
| | (地域活動支援センター等業務) |
| 設置形態 | 基本型 |
| 設置箇所数 | 12か所(Ⅰ型1か所、Ⅱ型1か所、Ⅲ型10か所) |
| 主な対象者 | 松戸市に住民票を有する者で、身体障害者手帳・療育手 |
| | 帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又はこれに |

| 運営形態 | 準ずる者及び難病等のある者で、概ね18歳以上の者が対象(機能訓練は、四肢又は、体幹に障害があり、医療機関での治療が終了していること。かつ、介護保険対象外で、原則他の施設で訓練を受けていない者)。 Ⅰ型・Ⅲ型は補助事業、Ⅱ型は一部委託 |
|------|--|
| 目的 | 障害者の個々のニーズや置かれた状況に応じ、創作的活動・機能訓練・社会適応訓練の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与することにより、障害者等の地域生活支援の促進を図る。 |
| 実施体制 | 〈 I 型・Ⅲ型〉 地域活動支援センターの運営費の一部を補助。 〈Ⅲ型〉 「ふれあい教室」と呼称した創作活動講座・社会適応訓 練・機能訓練の開催。 |
| 機関名 | ・えるあいサポート(特定非営利法人LIFACT) 〈Ⅱ型〉 ・障害者福祉センター(松戸市) 〈Ⅲ型〉 ・グリーンハウス(特定非営利法人若草会) ・そよかぜ工房(特定非営利法人土曜会) ・さくら工房(社会福祉法人緑風会) ・あじょうだ(特定非営利法人LIFACT) ・ほくと(社会福祉法人ウィンクル) ・バクの家(NPO法人バクの家) ・さつき会(特定非営利法人さつき会) ・ビオラ工房(特定非営利法人でわのき基金) ・てりふり(特定非営利法人びわのき基金) ・オレンジハウス(NPO法人あらぐさ) |
| 所管課 | 障害福祉課、健康福祉会館 |

▶地域子育て支援拠点事業[第3号の二]

| 市の事業名称 | 子育て地域活動支援業務 |
|--------|------------------------|
| | (地域子育て支援拠点業務) |
| 設置形態 | 基本型 |
| 設置箇所数 | 一般型28か所(うち3か所で出張広場も実施) |

| 主な対象者 | 市内に居住する概ね3歳未満の児童およびその保護者等。 |
|-------|----------------------------|
| | ただし、子育て支援センターにあっては、就学前児童及び |
| | 保護者等。 |
| 運営形態 | 2か所直営、26か所委託 |
| 目的 | 家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤 |
| | 独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育 |
| | て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進す |
| | ることにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育 |
| | ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する |
| | ことを目的とする。 |
| 実施体制 | 広場を開設し、子育て中の親とその子どもが気軽に集い、 |
| | 打ち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流の場を提供 |
| | する。 |
| 機関名 | ・おやこDE広場 小金原 |
| | ・おやこDE広場 ゆうまつど |
| | ・ほっとる一む東松戸 |
| | ・おやこDE広場 南花島 |
| | ・おやこDE広場 旭町 |
| | ・ほっとる一む新松戸 |
| | ・おやこDE広場 馬橋 |
| | ・おやこDE広場 北小金 |
| | ・おやこDE広場(にこにこキッズ) |
| | ・ほっとる一む松戸 |
| | ・おやこDE広場 みのり台 |
| | ・おやこDE広場を切り |
| | ・おやこDE広場の八ケ崎 |
| | ・ほっとる一む八柱 |
| | ・ほっとる一むプラーレ松戸 |
| | ・CMS子育て支援センター |
| | ・子すずめ子育て支援センター |
| | ・チェリッシュ・サポート・システム |
| | ・あおば子育て支援センター |
| | ・ドリーム子育て支援センター |
| | ・はなみずき子育て支援センター |
| | ・グレース子育て支援センター |
| | ・風の丘子育て支援センター |

| | ・おやこDE広場(北松戸(直営) |
|-----|---------------------|
| | ・おやこDE広場 野菊野こども館 |
| | ・おやこDE広場 根木内こども館 |
| | ・ほっとるーむ常盤平 |
| | ・おやこDE広場 ふれあい22(直営) |
| 所管課 | 健康福祉会館、子ども未来応援課 |

▶生活困窮者支援等のための地域づくり事業[第3号 柱書]

| 市の事業名称 | 共助の基盤づくり業務 |
|--------|----------------------------|
| 設置形態 | - |
| 設置箇所数 | - |
| 主な対象者 | 地域住民 |
| 運営形態 | 直営 |
| 目的 | ・地域共生社会の実現に向けた市民等の意識の醸成を図 |
| | る。 |
| | ・地域におけるつながりの中で、住民が持つ多様なニーズ |
| | や生活課題に柔軟に対応できるよう、地域住民のニーズ・ |
| | 生活課題の把握、住民主体の活動支援・情報発信、地域コ |
| | ミュニティを形成する居場所づくり、多様な担い手が連携 |
| | する仕組みづくりを行うことを通じて、身近な地域におけ |
| | る共助の取組を活性化させ、地域福祉の推進を図る。 |
| 実施体制 | ・地域共生社会の普及啓発(講演会の実施等) |
| 機関名 | _ |
| | |
| 所管課 | 地域共生課 |

| 市の事業名称 | 女性のためのつながりサポート業務 |
|--------|----------------------------|
| 設置形態 | 基本型 |
| 設置箇所数 | 1 か所 |
| 主な対象者 | 女性 |
| 運営形態 | 直営 |
| 目的 | 女性を対象とした居場所「野の花カフェ」を実施し、気軽 |
| | にワークショップに参加したり、参加者同士が交流するこ |
| | とで孤立感の解消を図る。また、一息つくことができる居 |
| | 場所として、ファシリテーターが寄り添うことで、困難や |
| | 生きづらさ、孤立感を抱える女性が自らの課題に気づき、 |

| | その解決にむけたエンパワーメントを図ることを目的とする。併せて、支援が必要と思われる方には支援に関する情報提供を行う。 |
|------|---|
| | |
| 実施体制 | ・ 男女共同参画課において、企画運営する。 |
| | ・ 当日は、ファシリテーターを配置して、雰囲気づくりを |
| | 行うとともに、参加者の様子に気を配る。 |
| | ・ キッズコーナーの配置や一時預かりの実施により、お子 |
| | さん連れでも安心して参加できる環境を整備する。 |
| | ・ 集まった人たちが交流しやすくなるようなワークショッ |
| | プや、エンパワーメントにつながる講座等を開催する。 |
| 機関名 | ・野の花カフェ(松戸市男女共同参画センターゆうまつ |
| | ど) |
| 所管課 | 男女共同参画課 |

◎多機関協働事業等

▶参加支援事業[第2号]

| 市の事業名称 | 多世代まるごと居場所づくり業務 | |
|--------|-----------------------------|--|
| 設置箇所数 | ・ステーション定期開催実施地区…13地区 | |
| | ・実行委員会結成地区…13地区 | |
| 主な対象者 | 各地区在住、在勤、在学者 | |
| 運営形態 | 一部委託 | |
| 目的 | 世代や属性を超えた関わりを通じて、地域の中での孤立を | |
| | 防止し社会とのつながりづくりを推進する | |
| 実施体制 | 日常生活圏域である市内15地区に「まつどDEつながる | |
| | ステーション」を創出する。 | |
| | (1)全体会議開催及びステーション活動費支出等(委託) | |
| | 受託者:社会福祉法人 松戸市社会福祉協議会 | |
| | (2)各地区における実行委員会立ち上げに向けたアプロー | |
| | チ、実行委員会等の会議の運営及びステーション活動 | |
| | への参画(直営) | |
| | (3)担い手創出に向けたリーフレット作成等(直営) | |
| | (4)「多世代まるごと居場所づくり推進検討会議」等の | |
| | 開催による庁内連携の強化(直営) | |

| 機関名 | まつどDEつながるステーション |
|-----|-----------------|
| 所管課 | 地域共生課 |

▶アウトリーチ等を通じた継続的支援[第4号]

| 市の事業名称 | アウトリーチ業務(障害者・児童等医師アウトリーチ) | |
|--------|------------------------------|--|
| 設置箇所数 | 1か所 | |
| 主な対象者 | 必要な医療・障害サービス等を受けられない(拒否する)障害 | |
| | 者·児童等 | |
| 運営形態 | 委託 | |
| | 委託先:一社)松戸市医師会 | |
| 目的 | 複合的・複雑化した課題を有する世帯を包括的に受け止 | |
| | め、総合的な相談支援体制の構築、アウトリーチ等を通 | |
| | じ、継続的に必要な支援を届ける。 | |
| 実施体制 | 在宅医療・介護連携に精通した人員を配置した在宅医療・介 | |
| | 護連携支援センターにおいて、支援を行う。 | |
| 機関名 | 松戸市在宅医療・介護連携支援センター | |
| 所管課 | 障害福祉課、こども家庭センター | |

| 市の事業名称 | アウトリーチ業務(福祉まるごと相談窓口) | |
|--------|----------------------------|--|
| 設置箇所数 | 15か所 | |
| 主な対象者 | 複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援 | |
| | が届いていない方 | |
| 運営形態 | 直営 | |
| 目的 | 支援関係機関等との連携や地域住民とのつながりを構築 | |
| | し、複合化・複雑化した課題を抱えながらも支援が届いて | |
| | いない人を把握する。また、潜在的なニーズを抱える人に | |
| | 関する情報を得たのち、当該本人と信頼関係に基づくつな | |
| | がりを形成するために、本人に対して時間をかけた丁寧な | |
| | 働きかけを行い、関係性をつくる。 | |
| 実施体制 | 福祉まるごと相談窓口(保健師、社会福祉士、精神保健福 | |
| | 祉士等配置)をオンライン化し、15か所の高齢者いきい | |
| | き安心センターを通じて、相談援助等を行う | |
| 機関名 | 福祉まるごと相談窓口 | |
| 所管課 | 地域包括ケア推進課 | |

▶多機関協働事業及び支援プランの策定 [第5号・第6号]

| | · · |
|--------|----------------------------|
| 市の事業名称 | 多機関協働業務 |
| 設置箇所数 | _ |
| 主な対象者 | _ |
| 運営形態 | 直営 |
| 目的 | 単独の支援関係機関では対応が難しい複合化・複雑化した |
| | 支援ニーズがある事例の調整役を担い、支援関係機関の役 |
| | 割分担や支援の方向性を定め、支援プランの策定を行う。 |
| | これらの取組を通じて、重層的支援体制整備事業に関わる |
| | 関係者の連携の円滑化を進めるとともに、市町村における |
| | 包括的な支援体制を構築できるよう支援する。 |
| 実施体制 | 庁内外の包括的な相談支援体制の検討や連携強化を図ると |
| | ともに、複雑化、複合化した事例の検討、支援プランの作 |
| | 成、モニタリング、終結判断等を実施する。 |
| 機関名 | _ |
| 所管課 | 地域包括ケア推進課 |
| | |

〈参考〉

第4次松戸市地域福祉計画における重層的支援体制整備事業実施計画への必須の記載事項等

| 必須 | | |
|----|------------|--------------------------|
| 項目 | 対象 | 内容 |
| | 相談支援機関、地域づ | 設置箇所数 |
| 1 | くりに向けた支援事業 | 設置形態(基本型、統合型、地域型) |
| | の拠点等 | |
| | 参加支援事業 | 実施体制(委託の有無を含む実施主体、配置人数など |
| | 多機関協働事業、アウ | どのような体制で設置するか等) |
| | トリーチ等を通じた継 | |
| | 続的支援事業 | |
| /\ | 重層支援会議 | 実施方法 |
| | 支援関係機関 | 支援関係機関間の連携方法 |